

中長期外貨定期預金規定

1 【預金の支払時期および方法】

この預金は、証書等に記載の満期日(以下「満期日」といいます)に解約し、利息とともに支払います。この場合、あらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」といいます)に、この預金の元利金を入金します。

2 【利息】

- (1) この預金の利息は、当行所定の場合を除き、預入日から満期日までの間に到来する満期日の1年前毎の応当日(当該応当日が銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日とし、当該翌銀行営業日が翌月となる場合には、その前銀行営業日。以下「中間利払日」といいます)および満期日に指定口座へ入金します。(ただし満期日が月末日の場合、中間利払日は当該月の最終営業日となります。)
- (2) 前記(1)の利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および証書等に記載の利率(以下「約定利率」といいます)または最終の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算します。
- (3) この預金の指定口座が満期日までに解約され、当行が前記1に定める方法によりその元利金を入金できない場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における当該外国通貨の普通預金利率(1年を365日として日割で計算したもの(以下「365日ベース」といいます)とします)によって計算します。
- (4) この預金の満期日前の解約(以下「満期日前解約」といいます)に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、前回の中間利払日(初回の中間利払日が到来していない場合には、預入日)から解約日の前日までの日数および約定利率によって1年を360日として日割で計算したもの(以下「360日ベース」といいます)とし、後記3(2)の方法で支払います。
- (5) この預金の付利単位は1通貨単位とし、利息は補助通貨未満を切り捨てるものとします。

3 【清算金】

- (1) この預金について、当行所定の方法による申込後は、預入日前の取消(以下「預入日前取消」といいます)、満期日前解約および証書等に記載の内容を変更することはできません。
- (2) 前記(1)の定めにかかわらず、当行がやむをえないものと認めてこの満期日前解約に応じる場合には、当行は満期日前解約による清算金をこの預金の満期日前解約時の金額(満期日前解約時の利息から税金を差し引いた金額に、この預金の元金を加えた金額)から差し引いた金額を預金者に払い戻します。この場合の清算金額は次のとおりとし、計算した金額が0を下回るときは0とします。

清算金額 = 預入金額 × (再調達利率-運用利率) × 満期日までの残存日数 ÷ 360
なお、ここでいう運用利率および再調達利率は次のとおりとします。

① 運用利率

当行がこの預金の約定時に、この預金の元金相当額を証書等に記載の預入日から満期日までインターバンク市場等にて運用する場合に適用される標準的な利率(360日ベースとします)に基づき、当行所定の方法により決定する利率(360日ベースとします。)のことをいいます。

② 再調達利率

当行がこの預金の元金相当額をインターバンク市場等にて解約日から満期日まで調達する場合に適用される標準的な利率(360日ベースとします)に基づき、当行所定の方法により決定する利率(360日ベースとします)のことをいいます。

- (3) 前記(1)の定めにかかわらず、当行がやむをえないものと認めてこの預金の預入日前取消に応じる場合には、預金者は取消により発生する清算金を直ちに支払うものとします。この場合の清算金額は次のとおりとし、計算した金額が0を下回るときは0とします。

$$\text{清算金額} = \text{預入金額} \times (\text{再調達利率} - \text{運用利率}) \times \text{約定日数} \div 360$$

なお、ここでいう運用利率および再調達利率は次のとおりとします。

① 運用利率

当行がこの預金の約定時に、この預金の元金相当額を証書等に記載の預入日から満期日までインターバンク市場等にて運用する場合に適用される標準的な利率(360日ベースとします)に基づき、当行所定の方法により決定する利率(360日ベースとします)のことをいいます。

② 再調達利率

当行がこの預金の元金相当額をインターバンク市場等にて預入日から満期日まで調達する場合に適用される標準的な利率(360日ベースとします)に基づき、当行所定の方法により決定する利率(360日ベースとします)のことをいいます。

4 【解約】

- (1) 預金者は、この預金を前記1に定める方法以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押捺(または署名記入)、または証書裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して、当店に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱により損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行わないことがあります。
- (3) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。
- ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記4の2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
- ② 後記4の2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

4の2 【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または

一部を制限することがあります。

- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

5 【当行からの解約事由および清算金の負担】

- (1) 預金者が当行に対して債務を負担しており、銀行取引約定書およびローン契約書その他その債務に関して当行と締結した契約書に基づき期限の利益が喪失した場合、当行はいつでも、所定の手続によりこの預金を相殺または解約のうえ、預金者の当該債務の弁済に充当することができるものとします。
- (2) 当行との取引規定に違反した場合、当行はいつでも、所定の手続によりこの預金を解約できるものとします。
- (3) 前記(1)(2)の場合、預金者は前記3に従い、清算金を支払うものとします。

6 【保険事故発生時における預金者からの相殺等】

- (1) 前記1および前記3にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押捺（または署名記入）、または証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は、満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の当該外国通貨の普通預金利率(365日ベースとします)を適用します。
 - ② 前記3にかかわらず、この預金の満期日前解約または預入日前取消により発生する清算金、手数料、費用および損害金等の支払は不要とします。
 - ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。た

だし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7 【証書の効力】

この預金を満期日に前記1の方法により解約し元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

8 【外貨預金共通規定の適用】

この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取り扱います。

9 【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2023年11月1日現在)